

【タイトル】平成30年度後期用教科書のお申し込みについて

【本文】

学齢期のお子様をお持ちの在留邦人の皆様へ

日本政府は、日本国籍をお持ちで海外に長期滞在する義務教育学齢期のお子様を対象に、日本の教科書を無償で配布しています。

お子様のために、平成30年度後期用（小学生のみ）の教科書の配布を希望される方は、「5月10日（木）」までに、以下のとおりお申し込みください。
なお、視力等に障害のあるお子様用の教科書も配布できますので、該当する方は個別にご相談ください。

<お申し込み方法>

以下の事項を記載して、当館領事班まで電子メールでお申し込みください。

メール宛先：consular@vt.mofa.go.jp

記載事項1：お子様について

- ① 氏名（ふりがな）、②生年月日、③現在通っている学校名、④2018年9月現在の日本の学年

記載事項2：保護者様について

- ① 氏名（ふりがな）、②メールアドレス、③電話番号

<留意事項>

※お子様が補習授業校へ通われている場合には、同校を通じて教科書が配布されますので、大使館へは申し込まないでください。

※お申込期限を過ぎてしまうと、別途「海外子女教育振興財団」へ追加送付の申請をしていただくこととなります（送料自己負担）のでご留意願います。

※無償配布は、お子様の生年月日により該当する学年分の1セットのみとなります。

※在留届が未提出の方（お子様のお名前が未記載の方）につきましては、在留届の提出（又はお子様の追記）を済ませてからお申し込みください。

【問い合わせ先】

在ラオス日本大使館領事班

電話：021-414-400～403

メール : consular@vt.mofa.go.jp

大使館からのお知らせメール配信解除はこちらから
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/menu?emb=lao>